

田原市

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画及び第2期次世代育成支援行動計画

平成27年度～31年度

概要版



計画の基本的な考え方

計画の趣旨

- ◆近年子どもの数が減少する一方で、共働き世帯の増加による保育ニーズの増加や、子育て支援サービスへのニーズの多様化がみられます。これらの状況を踏まえ、国は「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法を平成24年8月に成立させ、「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から施行するとともに、地方自治体が“子ども・子育て支援事業計画”を策定し、地域の子育て支援の拡充に向けた計画を推進していくことを義務付けました。
- ◆このような中、本市においても子育て支援施策の充実に向けた取組をこれまで以上に計画的・具体的に進めるため、「子ども・子育て支援法」に基づく“田原市子ども・子育て支援事業計画”を策定し、平成31年度を目標年度とする子育て支援に係る事業計画を定めました。

～子ども・子育て支援新制度の主な内容～

- 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

計画の位置づけ

- ◆本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、平成17年度から推進してきた“田原市次世代育成支援行動計画”で定めた母子保健や子育て支援施策とも一貫性を保つ計画として位置づけています。
- ◆計画の策定にあたっては、“改訂版 第1次田原市総合計画”やその他の福祉関連計画等と整合性を図ります。

計画の期間

- ◆本計画は、平成27年度から31年度の5年間を計画期間とします。ただし、計画に位置付けた目標数値や施策の方針は、各年度において進捗状況を点検し、必要に応じて見直すことがあります。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
田原市次世代育成支援行動計画（後期計画）					田原市子ども・子育て支援事業計画				

計画の基本理念

- ◆子育て支援の拡充を進めるにあたっては、子どもたち自身が笑顔で健やかに育っていく環境を整えることが前提条件です。そのためには、利用者の視点（特に子ども自身の視点）を軸として、教育・保育サービスや子育て支援サービスの内容や体制を充実していくことが必要です。
- ◆子育ての第一義的な責任を保護者が有するという考え方から、“親育ち”の視点からの支援も行い、子どもたちの笑顔と、健やかな育ちをはぐくむまちづくりを、市民と行政の協働で進めていきます。

子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち

たはら

基本的な視点

子どもの視点

- ◆子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮した施策を実施

次代の親の育成という視点

- ◆子どもは次代の親になるという認識の下、長期的な視野に立った健全育成の取組を推進

サービス利用者の視点

- ◆多様化する個別のニーズに柔軟に対応できるよう利用者視点に立った取組を実施

社会全体による支援の視点

- ◆行政をはじめ、企業や地域社会など様々な担い手の協働による取組を推進

仕事と生活の調和の実現の視点

- ◆行政や企業によるワーク・ライフ・バランスの推進に向けての積極的な対策を実施

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

- ◆どのようなライフステージにおいても充実した子育て支援が提供できる体制を整備

全ての子どもと家庭への支援の視点

- ◆家庭的な養護の推進、自立支援策の強化の観点を踏まえ、取組を推進

地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

- ◆既存の多様な社会資源を活用し、効果的に子育て支援施策の充実が図られるよう協働

サービスの質の視点

- ◆利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備

地域特性の視点

- ◆市の地域性を踏まえた施策を展開し、地域の実状に即した取組の推進

基本理念を実現するための基本目標

子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち
たはら

基本目標1

地域における子育ての支援

地域における様々な子育て支援サービスが、総合的に子育て家庭に提供されていく仕組みづくりや、各種子育てサークル等への活動支援を行い、地域全体で子育て家庭を応援することができるまちづくりを進めます。

基本目標2

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

保健・医療・福祉及び教育の分野間連携を図り、地域において母子保健が充実し、すべての子どもと保護者が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

基本目標3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

男女がともに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義について啓発するとともに、子どもたちが健全に成長できるよう、学校教育のみならず、家庭においても適切な教育環境が整備されるよう努めます。

基本目標4

子育てを支援する生活環境の整備

子どもたちや保護者が安心して住み続けられる住まいと、安心して外出できる地域環境の両立を目指し、良質な住宅環境の確保を図るとともに、人にやさしいまちづくりを推進し、子どもと子育て家庭の生活環境の整備を進めます。

基本目標5

職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き家庭の増加や勤務時間の長時間化が進む中で、男女ともに子育てなどの家庭生活の時間を確保するために、企業の理解を促すとともに、市民の男女共同参画意識の醸成を図ります。

基本目標6

子ども等の安全の確保

子どもたちの交通安全意識の向上、防犯への取組等を進め、安全・安心して過ごすことができる環境整備を図ります。

基本目標7

要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

困難を抱える子どもや家庭に対して、専門的な支援ができるよう関係機関と連携するとともに、安心して相談や仲間づくりができるように団体等と協働しながら、支援体制の拡充を図ります。

基本目標8

子育てに関する意識の高揚

子育て支援に関わる情報提供を市民や企業に対して継続的に実施し、地域の一人ひとりが、田原市を子育てしやすいまちにしていくという気概をもつために、各種取組を推進していきます。

子ども・子育て支援事業の提供体制

計画の 必須記載事項

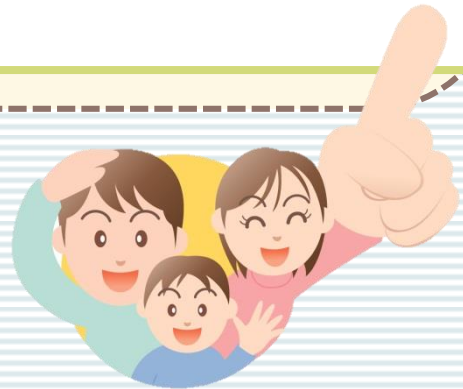
◆子ども・子育て支援事業計画は、以下のとおり、事業ごとの量の見込みや提供体制を精査し、これの達成に向けた取組を掲げていくことが求められています。

① 教育・保育提供区域の設定

② 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

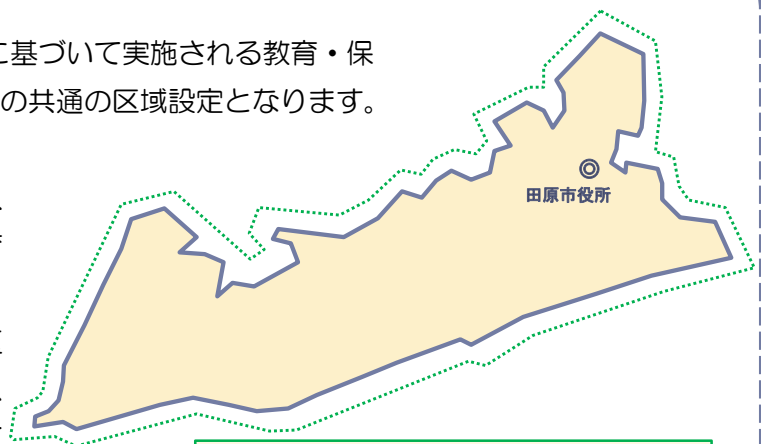
④ 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容



① 教育保育提供区域

◆教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

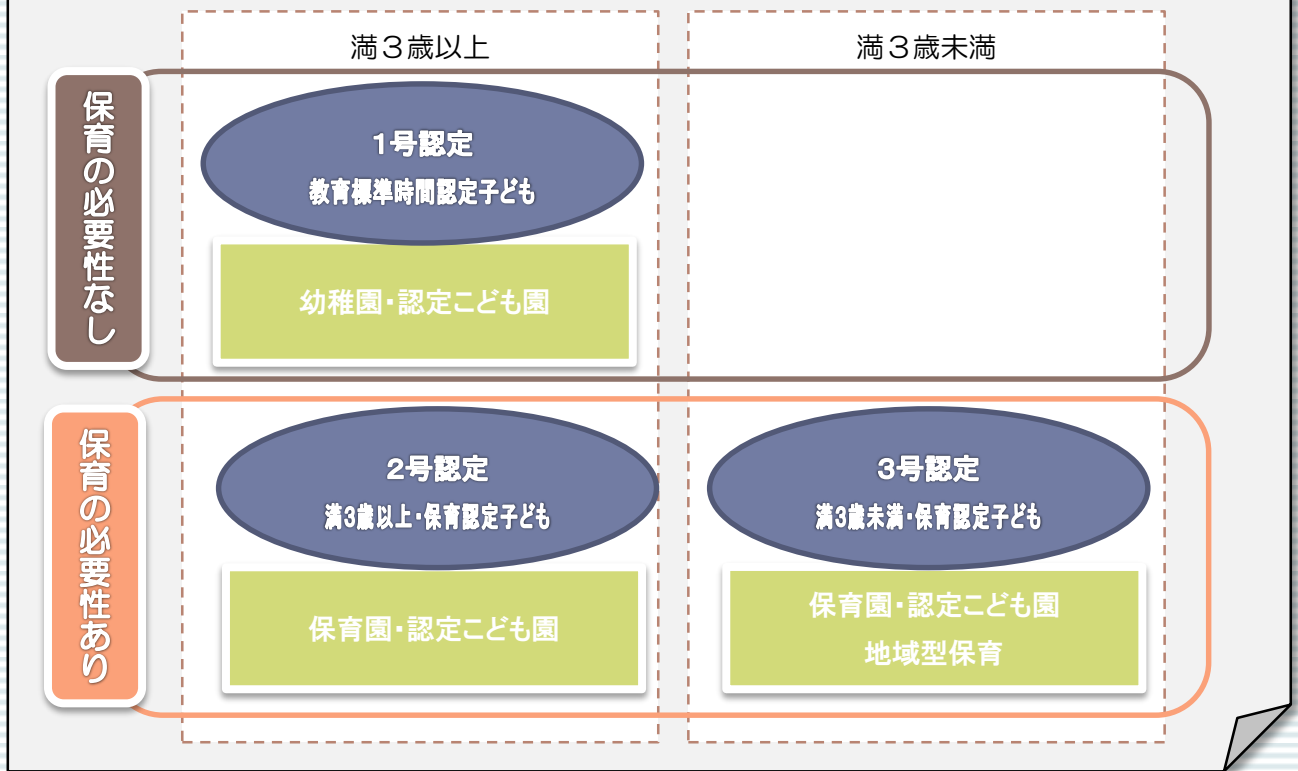
◆本市においては、今後の将来推計人口や地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、市全域の一圏域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。



市全域を一圏域として、サービスの拡充を図ります

【保育の必要性の認定】

- ◆新制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。



② 幼児期の教育・保育

- ◆本市では、将来のニーズ量については、十分確保できる見込みです。しかし、保護者が働きやすい環境整備を推進するため事業所内保育事業等の実施を計画に掲げ、企業の取組を促します。
- ◆現在、平成 21 年度に策定した田原市保育所運営実施計画に基づき、公立保育園の入所児童数適正化を図るため、小規模園の解消を進めています。平成 28 年度には私立幼稚園の認定こども園化が予定されています。今後、私立保育園への認定こども園制度の情報提供等も実施し、現在の教育・保育提供体制が損なわれないように努めます。

(単位：人)		平成 31 年度
0 歳	①<3号認定>(保育)	41
		41
1・2 歳	②<3号認定>(保育)	386
		484
3 歳～	③<1号認定>(教育)	359
		359
	④<2号認定>(教育)	135
		0
	⑤<2号認定>(保育)	1,229
計	1,762	
		2,150
		2,646

上段：量の見込み、下段：提供体制

(平成 27 年度は保育園及び幼稚園、平成 28～31 年度は保育園及び認定こども園で確保)

③ 地域子ども・子育て支援事業

			(単位)	31年度
①時間外保育事業	通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業	量の見込み	(人/日)	215
		提供体制	(人/日)	215
			(施設数)	7
②放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が家庭にいない小学生に適切な遊び場等を用意する事業	量の見込み	(人/日)	392
		提供体制	(人/日)	392
			(箇所)	11
③子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業	量の見込み	(回/年)	21
		提供体制	(回/年)	21
④一時預かり事業	幼稚園で行う通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業及び保育園で行う一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業	量の見込み	幼稚園の預かり保育(回/年)	8,140
			不定期の利用(回/年)	1,095
			2号認定による定期利用(回/年)	7,045
			上記以外の不定期利用(回/年)	1,394
		提供体制	幼稚園の預かり保育(回/年)	8,140
			不定期の利用(回/年)	1,095
			2号認定による定期利用(回/年)	7,045
			上記以外の不定期利用(回/年)	1,394
⑤病児・病後児保育事業	子どもが病気で集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で預かる事業及び病気の回復期であるが、通園が困難で家庭での保育ができない子どもを預かる事業	量の見込み	(人/日)	205
		提供体制	(人/日)	205
⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	子どもの預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業	量の見込み	(活動件数)	191
		提供体制	(活動件数)	191
⑦地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流等を実施する事業	量の見込み	(回/月)	749
		提供体制	(回/月)	749
			(箇所数)	3

⑧利用者支援事業	地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、身近な場所で情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業	量の見込み	(箇所数)	3
		提供体制	(箇所数)	3
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の子どもを対象に、保健師や子育て安心見守り隊などが家庭を訪問し、健康や育児に関する相談などを行う事業	量の見込み	(対象数)	540
		提供体制	(対象数)	540
			(実施率)	100%
⑩養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導や助言・相談を行う事業	量の見込み	専門的支援(件数)	20
			育児・家事支援(件数)	25
		提供体制	専門的支援(件数)	20
			育児・家事支援(件数)	25
⑪妊婦に対する健康診査	妊娠した際、医療機関や助産所で妊娠健康診査を受診することを推奨する事業	量の見込み	(対象者数)	550
			(延べ人)	6,600
		提供体制	(対象者数)	550
			(延べ人)	6,600

④ 教育・保育の一体的提供

◆本市では、私立幼稚園2園が平成28年4月より保護者の就労の有無にかかわらず利用可能な認定こども園へと移行し、0歳児から就学前児童までの一貫した教育・保育を提供するほか、地域の子育て支援拠点としての機能を担うこととなります。また、公立保育園についても今後研修や交流の機会を積極的に設け、幼児教育の視点を取り入れた保育を実施することにより、市内すべての子どもたちが一体的な教育・保育を受け、小学校就学後の学習へと連続的につなげていくための体制を充実していきます。

